

ふるさと納税事業にかかる指定取消に伴うお知らせ

“令和4年5月1日 指定取消に伴うお知らせ”

この度、洲本市は、総務省から“ふるさと納税対象団体”としての指定取消処分を受けることになりました。

本年2月の新聞報道から今まで、洲本市の正当性を説明してきたところですが、このような事態を招いてしまいましたこと、寄附者の皆様、返礼品取扱事業者等関係者の皆様並びに市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

具体的な処分内容としましては、本市の返礼品の一部の調達費と事務費の支払いにおいて、不明瞭な事務処理があったことにより、返礼割合3割以下基準違反となったところで、令和4年5月1日から2年間、ふるさと納税制度に基づく寄附者の皆様からの御寄附を受け付けることができなくなりました。

本市はこれまで、ふるさと納税制度によりいただいた御寄附を財源として、さまざまな事業を展開してまいりましたが、今回の処分により、しばらくの間、御寄附をいただくことができなくなりますが、これまでいただいた寄附金により造成しています基金等を活用し、引き続き、寄附者の皆様の思いを市政に反映していけるよう事業展開してまいります。

また、本市ふるさと納税制度推進にご理解・ご協力いただいております返礼品取扱事業者等関係者の皆様には、今回の処分により約2年間、ふるさと納税制度に関するお取引ができなくなります。

処分期間が明ければ、再度ふるさと納税対象団体として指定申請することとしておりますので、その折には、今一度ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この度のことで、寄附者の皆様、返礼品取扱事業者等関係者の皆様並びに市民

の皆様にご混乱とご心配をおかけしましたことを、改めましてお詫び申し上げます。

今後は、指摘を受けた事務処理の不明確さを是正するとともに、皆様の信頼を取り戻すことができるように全力で取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

令和4年4月26日

洲本市長

上崎勝規